

□旧都城市管内市民広場 使用料一覧表

【都城市都市公園条例適用広場】

名称	条例	所在地
姫城公園運動広場	都城市都市公園条例	都城市下長飯町1989番地
鷹尾市民広場	都城市都市公園条例	都城市蓑原町3037番地
横市市民広場 (横市市民広場テニスコート)	都城市都市公園条例	都城市蓑原町1624番地
志和池市民広場	都城市都市公園条例	都城市上水流町117番地
庄内市民広場	都城市都市公園条例	都城市庄内町8618番地
下長飯市民広場	都城市都市公園条例	都城市下長飯町5547番地
大岩田市民広場	都城市都市公園条例	都城市大岩田町5466番地 1
小松原市民広場	都城市都市公園条例	都城市志比田町4483番地 1

区分 (競技場1面あたり)		単位	基礎額	
アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	100円
		大人	"	200円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	"	300円
		大人	"	600円
アマチュア スポーツ 以外	入場料を徴収しない場合	"	1,600円	
	入場料を徴収する場合	"	4,800円	
照明設備		最初の1時間まで	2,000円	
		最初の1時間を超え30分ごとに	1,000円	
	都城市鷹尾市民広場 都城市庄内市民広場	全灯	最初の1時間まで	3,000円
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,500円
		減灯	最初の1時間まで	2,000円
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,000円

単位当たりの使用料の額：基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考

母智丘関之尾公園のサッカー及びラグビーの利用については、それぞれ競技場1面につき2面分の金額(照明使用料を除く)とする。

【横市市民広場庭球場 (都城市都市公園条例)】

区分	単位	基礎額
クレーコート (1面当たり)	1時間	100円
ネット	1組1回	200円
照明設備 (1面当たり)	1時間	400円

【都城市都市公園以外の公園に関する条例適用広場】

名 称	条 例	所在地	連絡先
沖水市民広場	都城市都市公園以外の公園に関する条例	都城市高木町6602番地 1	沖水地区体育協会
西岳市民広場	都城市都市公園以外の公園に関する条例	都城市高野町2916番地 1	西岳地区まちづくり協議会
中郷市民広場	都城市都市公園以外の公園に関する条例	都城市安久町5740番地	中郷地区体育協会

区分		単 位	基礎額	
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	100円
		大人	"	200円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	"	300円
		大人	"	600円
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		"	1,600円
	入場料を徴収する場合		"	4,800円
照明設備	都城市中郷市民広場	全灯	最初の1時間まで	3,000円
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,500円
		減灯	最初の1時間まで	2,000円
			最初の1時間を超え30分ごとに	1,000円
	その他市民広場	最初の1時間まで		2,000円
		最初の1時間を超え30分ごとに		1,000円

単位当たりの使用料の額：基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。（次表以下において同じ。）

備考

- 1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する（次表以下において同じ。）。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。